

「山ノ内町結婚新生活支援事業」

## ♡ 新婚さんの新生活を応援します ♡

ご結婚されたご夫婦が、住居を購入されたり、  
賃借した際に係る費用や、引っ越しに係る費用の一部を

最大30万円まで補助します！

### <対象となる世帯（下記のすべての条件を満たす世帯）>

- ① 令和3年1月1日～令和4年2月28日に婚姻届を提出し、受理された世帯であること
- ② 対象となる住居及び、夫婦双方の住所が山ノ内町内にあること
- ③ 夫婦ともに町税等の滞納がないこと
- ④ 暴力団員または暴力団関係者でないこと
- ⑤ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯であること
- ⑥ 夫婦の合計所得が400万円未満であること

### <補助対象経費>

- ① 住居の購入費
- ② 住居の賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費及び仲介手数料
- ③ 住居への引越費用（引越業者または運送業者への支払に係る実費に限る）

詳しくは、下記へお問い合わせください

山ノ内町役場健康福祉課 福祉係

TEL 0269-33-3116